日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更について

（令和八年九月三十日文部科学大臣認可八文科高第九九九号）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）の一部を次のように変更する。

第十二条第一項第三号中「に該当し」を「（附則第三項において「四分の三未満短時間労働者」と総称する。）に該当し」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「私立学校教職員共済法施行規則」の下に「（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「施行規則」という。）」を加え、「第四項」を「第二項」に改め、同号中ハをロとする。

第二十五条の五中「千分の四・二」を「千分の七・五」に改める。

附則に次の見出し及び九項を加える。

（特定減額特例対象者に係る加入者の資格に関する特例）

3　当分の間、学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであって、四分の三未満短時間労働者に該当するもの（第十二条第一項各号のいずれにも該当しない者に限る。）のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であって、その者の報酬（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして施行規則第一条の二の二第一項に規定するものを除く。）について、同条第二項に定めるところにより算定した額が、八万八千円未満であるもの（以下「特定減額特例対象者」という。）については、第十二条の規定にかかわらず、加入者としない。

4　特定減額特例対象者は、施行規則第一条の二の二の二第一項の規定により事業団に申出をしたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、加入者となることができる。

5　前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、同項の規定による加入者の資格を取得する。

6　加入者（附則第四項の規定による加入者を除く。）が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の学校法人等に引き続き使用される場合には、附則第三項及び第四項の規定にかかわらず、その該当するに至った日に、同項の規定による加入者となったものとみなす。

7　附則第四項の規定による加入者（前項の規定により当該加入者とみなされた者を含む。以下同じ。）は、いつでも、施行規則第一条の二の二第二項の規定により事業団に申出をし、その加入者の資格を喪失することができる。

8　附則第四項の規定による加入者は、第十五条各号又は次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（同条各号（第一号を除く。）又は次の各号に掲げる事由に該当するに至った日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該加入者の資格を喪失する。

一　前項の申出が受理されたとき。

二　特定減額特例対象者でなくなったとき。

9　特定減額特例対象者であった者（附則第四項の規定による加入者であった者を含む。）が特定減額特例対象者に該当しなくなった日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において第十二条第一項各号のいずれにも該当しない場合における第十四条本文の規定の適用については、同条中「その教職員等となった日」とあるのは、「附則第三項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなった直近の日」とする。

10　特定減額特例対象者であった者（附則第四項の規定による加入者であった者に限る。次項において同じ。）が附則第八項第二号に該当するに至った日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において第十二条第一項各号のいずれにも該当しない場合においては、第十六条第二項本文及び第三項の規定は、適用しない。

11　特定減額特例対象者であった者が附則第八項第二号に該当するに至った日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において第十二条第一項各号のいずれにも該当しない場合における第十六条第一項の規定の適用については、附則第八項第二号に該当するに至った日に加入者の資格を取得し、又は喪失しなかったものとみなす。

別表第一（第二十五条の六関係）

年齢	終身年金現価率
59歳	26.673656
60歳	25.968470
61歳	25.263918
62歳	24.560374
63歳	23.858273
64歳	23.158092
65歳	22.460396
66歳	21.765822
67歳	21.028076
68歳	20.291767
69歳	19.556808
70歳	18.823575
71歳	18.091411
72歳	17.359155
73歳	16.626970
74歳	15.897051
75歳	15.172159
76歳	14.454444
77歳	13.744575
78歳	13.042568
79歳	12.349187
80歳	11.666841
81歳	10.998211
82歳	10.345700
83歳	9.711001
84歳	9.095221
85歳	8.499761
86歳	7.926661
87歳	7.378018
88歳	6.856422
89歳	6.362968
90歳	5.899842
91歳	5.471828
92歳	5.074324
93歳	4.703357
94歳	4.357966
95歳	4.037534
96歳	3.741793
97歳	3.470442
98歳	3.222801
99歳	2.997812
100歳	2.794094
101歳	2.610101
102歳	2.444182
103歳	2.294455
104歳	2.158639
105歳	2.033785
106歳	1.918003
107歳	1.810130
108歳	1.708717
109歳	1.611649
110歳	1.515297
111歳	1.412543
112歳	1.288172
113歳	1.107559
114歳	0.787677
115歳以上	0.541201